

## 『正法眼蔵』と『永平広録』における公案解釈

石 井 清 純

道元禪師が、坐禪の際に話頭を看ずることを完全に否定しながらも、自己の宗旨を開演するにあたってはそれを多用していることは、改めて言うまでもない事実である。そして、それに関する諸先生方の研究も数多く、道元禪師の公案解釈及びその用法の特徴については、概に一応の方向づけが為されて<sup>(2)</sup>いると言えよう。

しかるに、これらの論考の多くは、その依り処を『正法眼蔵』<sup>(3)</sup>における説示に置いており、『永平広録』に関しては、たとえそれが同一公案を扱ったものであっても看過されて<sup>(4)</sup>いる感がないでもない。

確かに『正法眼蔵』は、和文を用いた独特の論理展開を持ち、且つそれが道元禪師手づからの修治によって練り上げられたものとされる以上、最重要視されるべきものである。ではあるが、近年の研究において『正法眼蔵』と『永平広録』の間には、非常に密接な関係があり、一方を理解するのに他

方が重要な役割りを果たしていることが指摘されるようになった。<sup>(5)</sup>また、それとは逆の立場として『永平広録』における公案の扱いが『正法眼蔵』に見られる真理の開演として一本化できない部分のあることも指摘でき、<sup>(6)</sup>これらをふまえての『永平広録』の見直しが必要とされていると思われるのである。そこで本論では、『正法眼蔵』と『永平広録』の双方に引かれる公案を手掛かりに、その拈提内容を、説示年代をふまえながら比較検討することにより、『正法眼蔵』に対しての『永平広録』の説示の位置づけを試みることにする。

—

「古徳云」あるいは「祖師云」として『正法眼蔵』と『永平広録』に共にその全体を引かれる祖師語は、鏡島元隆博士の『道元禪師と引用經典・語録の研究』巻末一覽表に依ると六十八例が挙げられる。しかし、ここでは説示年代の曖昧な

ものを避ける意味から、特に『永平広録』巻一―七の上堂語に引かれる四十七例に限って考えてみたい。

これらを説示年代に合わせて図示したものが、次頁に記した一覽表である。<sup>(7)</sup>

これによつて見ると、これらの説示された時期にある程度の偏りのあることが指摘できる。『正法眼蔵』については、その多くが寛元元年(一二四三)を中心とした前後数年の間に集中して著わされたものだけに問題はないのであるが、それに対応する『永平広録』については、

(一) 『正法眼蔵』に先立って公案を取り上げる上堂が、総て巻一の前半部(仁治二年前半以前)に集中している。

(二) 『正法眼蔵』の再挙をする上堂が、寛元元年に七例とやや集中して見られる。

(三) 以上二点以外の上堂の殆どが、建長年間に集中して行なわれている。

という三点が挙げられる。

この中より、初期と晩期の説示としても位置づけられる(一)及び(三)の二例について考察してゆくことにする。

## 二

(一)にあたるものには九例が数えられるが、これらは更に、『永平広録』における公案拈提の極端に少ないものと、公案

『正法眼蔵』と『永平広録』における公案解釈(石井)

に対してその方向づけが為されているものとに分けられる。前者に入るものとして、先ず、次に示す図の③大梅「即心是仏」を引く『永平広録』巻一・第八上堂が挙げられる。

上堂挙、馬祖云、即心是仏。大梅參学三十余年、居頂絶跡、溪声山色。祖遂遣僧去向大梅道、馬祖仏法近日又別。大梅云。如何別。僧云、非心非仏。大梅云、任他悲心非仏、我祇管即心是仏。僧回挙祖。祖云、梅子熟也。師云、即心是仏最親切。梅子年年盛夏熟。

(大久保道舟編『道元禪師全集』下・八頁。以下、本書からの引用は書名を省略し、上、下巻及び頁数のみ記す)

これを見て明らかのように、道元禪師の拈提は、纔に末尾の七言二句にしかすぎず、大梅の境涯を讃えるのみである。また本則についても、これは『景德伝燈録』巻七によってみれば、その要点のみを抜萃して要約したものであることが知れる。<sup>(8)</sup>

それに対して『正法眼蔵行持』(上)においては、大梅の行履を讃えるという主旨には変わりはないものの、「即心是仏」より「梅子熟也」に至る経緯を逐一挙げると共に、最終的には、師の行持、むかしの知識とあるは、おなじくほむるところなり。劣機のものにはほむべしとすらず。貪名愛利のなかに仏法あらましと強為するは、少量の愚見なり。(上・一三〇頁)

と、具体的に名利を求めることに対する戒めへと発展させているのである。

Table with 4 columns: 西曆 (元号), 特記事項, 永平広録卷 (1-47), and a central diagram area with handwritten numbers and lines connecting them across multiple rows and columns.

・『正法眼蔵』は巻の略称を( )で示し、『永平広録』は上堂番号のみを( )で示した。  
●公案番号横の印は、※は論中にて考察したものを、▲は、函書の説く道理の全く違うものを指す。

これと同様の関係は、他に、④般若多羅「東印請祖」、⑤石頭「仏法大意」、⑥釈迦「大地有情同時成道」、⑦百丈「野狐話」の四例に見られる。

この中で、特に『正法眼蔵』への発展を意識させるものが「大地有情同時成道」である。

これは、『永平広録』においては、

上堂云、釈迦牟尼仏言、明星出現時、我與大地有情同時成道。作麼生是成道底道理。大道元來無、今日還始有。釈迦老子、喚作麼作麼有情、又把什麼來、為道而成。速道、速道。(第三七上堂。下・一六頁)

と、釈尊の成道が時空を超えて今にあることを示しながらも、有情とは何か、道とは何か、と問題提起する形でしめくくっており、それが『正法眼蔵発無上心』の

しかあれば、発心・修行・菩提・涅槃は、同時の発心・修行・菩提・涅槃なるべし。仏道の身心は草木瓦礫なり、風雨水火なり。これをめぐらして仏道ならしむる、すなはち発心なり。(上・五二八頁)

という規定へと繋がっていると推測できるのである。

残りの三例についても、ほぼ同様な関係が認められる。<sup>(9)</sup>従って、『永平広録』において、意義づけのあまり行なわれていないものは、すべてが、『正法眼蔵』において詳細に論じられていることが分かるのである。

『正法眼蔵』と『永平広録』における公案解釈(石井)

それでは、『永平広録』において既にある程度の内容解釈の為されているものはどうであろうか。

結論を先取りすれば、『正法眼蔵』との間に、より一層の親密な関係を見い出すことができるのである。

まず、図の⑩に示す達摩「皮肉骨髓」について見てみることにする。

この公案は、達摩が四人の門人に対して自己の境涯の露呈を求め、門人達がそれに応じて示した言葉に対して、達摩がそれぞれに一言ずつ、「汝得吾皮」・「汝得吾肉」・「汝得吾骨」・「汝得吾髓」とコメントしたものであるが、それに対する『永平広録』巻一と『正法眼蔵葛藤』における道元禅師の拈提を対比して示すと次のようになる。

〔『永平広録』第四六上堂〕

〔葛藤〕

いま参学すべし、初祖道の汝得吾皮肉骨髓は祖道なり。門人四員、ともに得処あり、聞著あり。…(中略)…

師云、後人認為有淺深、祖意不是也。

しかあるを、正伝なきともがらおもはく、四子各所解おのおのに親疎あるによりて、祖道また皮肉骨髓の浅深不同なり。皮肉は骨髓よりも疎なりとおもひ、二祖の見解すぐれたるによりて得髓の

印をえたりといふ。かくのごとくいふいは、いまだかつて仏祖の参学なく、祖道の正伝あらざるなり。

しるべし、祖道の皮肉骨髓は浅深にあらざるなり……（中略）……その宗旨は、得吾髓の為示ならびに得吾骨の為示、ともに為人接人、拈草落草に足不足あらず。たとへば拈華のごとし、たとへば伝衣のごとし。四員のために道著するところ、はじめより一等なり。（上・三三三頁）

汝得吾皮、猶如道燈籠露柱。汝得吾肉、如道即心是仏。汝得吾骨、如道山河大地。汝得吾髓、如道拈華瞬目。非是有浅有深有勝有劣。恁麼見得、便見祖師也、便見一祖也、伝得衣孟也、是一句也。遂有頌曰、仏祖法輪其力大、転於尽界転微塵。衣孟縦入可伝手、聴法普通男女人。（下・一七〜一八頁）

以上のように対比してみると、両書は、皮・肉・骨・髓のそれぞれに段階があると見る一般的解釈を斥け、四人の境涯をあくまでも同等とする、という全く同じ解釈を示していることが明らかである。また、引用部後半の傍点・傍線部を対比すれば分かる通り、細かい表現や喩えまでもが一致しており、これにより葛藤の巻の説示が、第四六上堂のそれをかなり忠実な形で踏襲していることが知れるのである。

これと同様な例は、図の⑨南陽慧忠「試験大耳」を引く『永平広録』第十七上堂と『正法眼蔵他心通』の間にも見ら

(10)

『正法眼蔵他心通』は巻全体がこの公案に関する説示で成り立っていることは良く知られているところである。今ここで、その構成を示すと次の四段に大別できる。

① 本則及びそれに関する祖師の語の呈示。  
② 南陽慧忠の真意としての公案解釈の方向づけ。（大耳を全面否定する）

③ 祖師の語に対する批判及び批判理由の説明。（大耳を部分的にしろ肯定するため）  
④ 他心通とは単に他心に通ずることではなく、自他の身心のすべてが一体であることを指す、との結論。

ここで眼を『永平広録』第一七上堂へと戻してみると、この四段の骨子が既にここにおいて大概でき上がっていることが分かるのである。以下に示してみる。

- 上堂、拳忠国師驗大耳三蔵他心通、又拳仰山・玄沙・玄覺・趙州了、……………①
- 師乃云、国師如何最初不下向三蔵道、得幾枚他心通、只得他心通、更得自心通也無。若恁麼道、三蔵豈不茫然耶……………②
- 五位尊宿俱以第三度為不見也。殊不知、前兩度也不見得。若將三蔵二乘通而為仏祖之他心通、五位尊宿未免二乘之窠窟、猶在三蔵之偏局也……………③
- 要合仏祖通麼。自心他心兮、全殺全活、乃通乃變兮、鹽水点茶……………④

このように見てみると、ここに論じた二例については、『永平広録』において為された方向づけが、そのまま『正法眼蔵』へと移行され、その説示の下敷きとなっていることが明らかである。

このような関連性は、この二例の他にも、⑧大慈「説得一文」、⑩趙州「老僧頭」にも見い出せるから、先に論じた五例と合わせて、ここに問題とした九例のすべてについて、それを引く両書の間非常に密接な関係を有していることが指摘できるのである。

### 三

ここで、これらの上堂が巻一の前半部に集中している理由について考えてみたい。

これらの一連の上堂を巻一全体に限定することは容易である。伊藤秀憲氏によれば、巻二の冒頭の第一二七結夏上堂は寛元三年四月十五日に行なわれたとされているが、この時期を『正法眼蔵』の示衆年代に照らしみると、年代のはっきりするものだけでも八十六巻の説示が既に終了している。即ち巻二以後の上堂は『正法眼蔵』の説示がほぼ終了して後に行なわれたものということになり、ここに論ずる先後関係が成立する可能性は極めて少ない。従って、『永平広録』の上堂において、時間的に『正法眼蔵』と並行する形で行なわれている

『正法眼蔵』と『永平広録』における公案解釈（石井）

たのは巻一の二二六回の上堂に限られることになるのである。

このことは、『永平広録』の上堂の中でも特に巻一が『正法眼蔵』と密接な関係にあることを示唆するものである。事実、ここでは触れなかったが、後半部にある第一〇七・一二六上堂などは、それ以前に説示された『正法眼蔵一願明珠』及び『正法眼蔵恁麼』の内容を、それぞれそのまま受けて要約再説したものと見られるのである。(図⑬・⑭)<sup>(12)</sup>

しかるに、『正法眼蔵』に先立つ上堂は、あくまでその前半部（仁治二年前半以前）に集中しているのである。これは思うに、『正法眼蔵』の示衆の集中し始める時期が大いに関係しているのではないだろうか。

『正法眼蔵』の示衆が目に見えて頻繁になるのがこの仁治二年（一二四二）であり、この年には十一巻が数えられる。しかし、これを更に細分してみると、そのうちの六巻が九月以後の示衆であることが分かる。そして、翌仁治三年に示される二十一巻はほぼ全月に亘って行なわれていることから、『正法眼蔵』の示衆の集中は、仁治二年九月に始まると言え、これを期に説示の中心が『永平広録』の上堂から『正法眼蔵』へと移行していったことが十分に推測できるのである。

『永平広録』の側から見ても、この時期を境に、説示が短く簡潔になる傾向が見られる。例えば、五十字以下の上堂の頻度を見ると、前半の六十三回、即ち仁治二年七月まで

の上堂のうち該当するものは纔に十六例であるのに対し、残りの六十三回では倍以上の三十七例もが数えられるのである。これは単に表面上のことにすぎないが、それにしても象徴的であると言えよう。

以上のように見てみると、巻一の前半部の上堂は『正法眼蔵』に至る前段階としての位置づけができるのではないだろうか。

即ち、ここで考察してきた上堂が、(1)その上堂のみでは具体的な方向づけがされていないものが、『正法眼蔵』において詳細に説かれる。(2)その上堂において為された公案の方向づけが『正法眼蔵』において忠実に踏襲されている。という二点を考えるにつけ、これらを含む『永平広録』巻一前半の上堂が、ある程度『正法眼蔵』において再説することを前提として行なわれたものと位置づけることが可能なのではないであろうか。<sup>(13)</sup>

#### 四

次に、先に示した(三)、即ち建長年間に集中する上堂について考察してみたい。

このような、同一公案の再挙の理由としてまず第一に考えられるのは、既に伊藤氏による御指摘のあることだが、『正法眼蔵』における説示の重要性を考慮して、その後の上堂に

おいて繰り返して述べたのではないか、ということである。<sup>(14)</sup>そして、それぞれに両書の説示を比較してみるに、確かにその傾向が見られるのである。

その一例として、図の②「釈迦」「五通仙人」を引く『正法眼蔵神通』と、『永平広録』巻五・第三九四上堂が挙げられる。

第三九四上堂において、この公案は次のように拈提される。

上堂、記得、世尊、因五通仙人問、世尊六通。我有五通、如何是那一通。世尊召云、五通仙。五通應諾。世尊云、那一通你問我。三界世尊喚一声、五通仙人応一声、五通六通那一通、有辺無辺無有辺。鹽水点茶供<sub>レ</sub>和尙、永平門下又且如何。五通仙人本<sub>レ</sub>期<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>偷<sub>レ</sub>小釈迦眼睛<sub>レ</sub>而見<sub>レ</sub>小釈迦、忽然見<sub>レ</sub>得大釈迦<sub>レ</sub>時如何。良久云、仙人非<sub>レ</sub>先所望、乞兒打<sub>レ</sub>破飯碗。(下・九七〇九八頁)

ここに見られる結論は、「良久」以下に見える通り、釈尊の言わんとした神通は、仙人の望んだものとは別物であり、乞兒が飯碗を破るような、知見に滞らない働きであるというものであるが、これは『正法眼蔵神通』の次の解釈に基づいたものでできるであろう。

たちまちに那一通をとふ、なにの用かある、となり。釈迦老子のころは、一通をもとふべし、となり。那一通をとひ、那一通をとふべし、一通も仙人はおよぶところなしとなり。しかあれば、仏神通と余者通とは、神通の名字おなじといへども、神通の名字はるかに殊異なり。(上・三二〇頁)

更に、その前にある傍点部も、同じ神通の巻の最初に引い

た、瀧山神通の話をふまえて、神通が日常底の働きにあることを示したものと解せるのである。

このように第三九四上堂の拈提は、神通の巻の説示内容と対比することにより、その巻の前提である、神通の働きは衲僧の日常底にあるということをふまえつつ、仙人の五通を仏神通に非ずとして全面的に斥ける、という神通の巻の解釈を、要約して示したものである。

このような『正法眼蔵』との対比によってその説示の方向性がより明確になるもの他に、『正法眼蔵』において拈提があまり為されていないものについて『永平広録』で補足展開したと思われるもの〔<sup>19</sup>葉山「陞座」<sup>15</sup>〕。『正法眼蔵』の各巻の主旨に依じて説かれたものを『永平広録』においてまとめられたと思われるもの〔<sup>17</sup>釈迦「拈華微笑」等、個々に少しづつ違った形での関連が見られる。ここではその一について具体的に触れることは避けるが、殆どの例について『正法眼蔵』の延長線上に『永平広録』を置くことが可能と思われる。

## 五

以上のように、ここに集中する上堂も(一)同様『正法眼蔵』と深く関連していると言えるのであるが、再説に際しての公案の選択及びその取り扱いに若干の方向性が見られるように思われるのである。

『正法眼蔵』と『永平広録』における公案解釈(石井)

それを指摘するにあたって、まず、<sup>20</sup>弘忍「碓房擊碓」に対する拈提を年代を逐て列挙してみる。

### (1)「恁麼」(仁治三年)

大満つゑして白をうつこと三下するに、六祖、箕にいれる米をみたび簸る。このときを師資の道あひかなふといふ。みづからもしらず、他も不会なりといへども、伝法伝衣、まさしく恁麼の正当時節なり。(上・一六七〜一六八頁)

### (2)卷一・第一二六上堂(仁治四年)

師、良久云、白也未、篩四五升、再三合始伝燈、華開五葉夜間鋪、俗人是僧。(下・二九頁)

### (3)卷四・第二六〇上堂(宝治二年)

師云、且道、諸人要<sub>下</sub>与<sub>三</sub>兩位古仏<sub>二</sub>相見<sub>上</sub>麼。卓拄杖三下。……(中略)……又有<sub>レ</sub>人道、猶是長連牀上學得底、作麼生是不<sub>レ</sub>涉<sub>三</sub>兩三段<sub>一</sub>底道理。卓拄杖三下。(下・六七頁)

### (4)卷五・第三六九上堂(建長二年)

若是永平、又且不<sub>レ</sub>然。五祖若問<sub>三</sub>永平<sub>一</sub>、米白也未。只向<sub>三</sub>五祖<sub>一</sub>道、星從<sub>三</sub>北斗<sub>一</sub>、日東昇。見<sub>三</sub>五祖若欲<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>杖擊<sub>二</sub>者<sub>一</sub>、捉<sub>三</sub>住杖<sub>一</sub>向<sub>レ</sub>祖道、朝夕請參一合相。(下・八七〜八八頁)

これを見て明らかかなように、前三者においては、この弘忍・慧能の付法の因縁を、師資一体となった伝燈の証しとして全面的に肯った形となっている(傍線部)。しかるに、建長



年間に行なわれた第三六九上堂においては、それまでの説示を翻し、傍点部に見られるように、師資一体となり得るのは僧堂裏の日常の功夫によることである、と敢て言い変えているのである。

このような『正法眼蔵』の説示の転換とまではいかずとも、その内容を叢林での坐禅弁道へと発展させている例は他にも見られる。例えば、図28趙州「鎮州大蘿蔔頭」を引く『正法眼蔵見仏』と巻六・第四三八上堂の関係がその一例である。これは見仏の巻においては、

いまの道現成は、親見南泉の証驗なり。（上・四八八頁）

と正師との相見の証しとして捉えられているのであるが、第四三八上堂では、結論こそその南泉と趙州の関係がそのまま自分と天童如浄に当てはまるものであるとして、正師との相見の重要性を説いているものの、それが成立し得る前提として、

古来学仏法之人、或独居草庵、或共行精舍。独居之輩多被鬼魅魍魎侵、共行之人少被天魔波旬嬖。…（中略）…今常在叢林之長連牀上、而昼夜辨道、魔子不得嬖、鬼魅不得侵、誠是善知識、又則勝友也。…（後略）（下・一一三頁）

と述べ、独居を斥けてあくまでそれが叢林における弁道に依ることを強調しているのである。

これと全く同じ展開を示すものが、③大梅「即心是仏」を

引く巻四・第三一九上堂であるが、この例においては、只管坐禅を強調するために、『正法眼蔵行持』(上)において引いた同一公案の「草庵に独居す」(上・一二九頁)という表記を削り取ってしまった、専一に坐禅弁道したことを際立たせるという、本則の改変をも行なっていることは注目に値する。<sup>16)</sup>

以上のように、同一公案の再挙にあたって、叢林での弁道及び正師との相見の強調、という方向性のあることが指摘できるのであるが、この傾向は、先に挙げた「五通仙人」の拈提のように『正法眼蔵』において始めからそれが強調されていたものを含めると、(三)に該当するもの二十八例のうち二十一例がこれに当てはまる。これは非常に高い割合と言えるであろう。

このことから翻って考えれば、道元禅師が、この時期において大衆に再説すべき事項として最も重視していたのが、叢林における専一な坐禅弁道の正当性を強調することだったのではないかと思われるのである。そうであるとすれば、ここに論じた上堂は、『正法眼蔵』において理として非常に高い処まで突き詰めた論理を、学人の脚根下、即ち現実の弁道へと引き戻すことを意図したものであることになろう。更に言い換えれば、このような地に足のついた説示が建長年間に示された『永平広録』の性格とすることができるとはならないだろうか。

## 六

以上、建長年間へ集中する上堂について内容的考察を試みたのであるが、それらが何故にこの時期に集中するのか、ということについては残念ながら全く限定することができなかつた。

説示内容だけを見れば、寛元二年の永平寺の僧堂完成や、同三年の『正法眼蔵出家』示衆による『正法眼蔵』説示の一応の区切り、などが関連を予想させるのであるが、時間的な隔りを考えると、それらはどう考えても間接的要因としかならないのである。

しかるに、この時期に至って道元禪師をしてこのような説示を為さしめる心境の変化が存したことをはっきりと予想させる出来事が存在する。それは建長元年九月十日になされた、所謂の不離吉祥山示衆である。これは訂補本はもとより古写本『建撕記』五本の総てに見られるものであり、それが何らかの形で行なわれたことは間違いない。また翌年には吉祥山居の頃の記述がある。先の一連の上堂と期を同じうして、道元禪師の口からこのような永平寺への愛着の言葉が発せられるようになることを偶然の所産として片づけることは不可能であろう。

このような道元禪師晩年の説示傾向の理由づけは、大変興

味深いものだが、同時に重要な問題でもあるので、ここでは説示内容に先のような傾向の見られることを指摘するに止め、この問題については、論じ残した寛元三年前後の上堂の考察と共に、今後の課題として、より広い範囲でその要因を探つてゆきたいと考えるものである。

また、今回行なった『永平広録』の『正法眼蔵』に対する位置づけも、あくまで公案解釈のみを依り処とした一面性の強いものであり、筆者の読解力の未熟さから来る曲解も免れ得ないものと考ええる。諸先生方の御叱正をいただければ幸である。

### 註

(1) 樽林皓堂博士著『道元禪の研究』附篇二(昭和三十八年、禅学研究会)、同氏著『道元禪の本流』第六章(昭和五十五年、大法輪閣)、高橋賢陳『正法眼蔵』における公案の扱ひ方と読解上の問題」(1) (4) (『印度学仏教学研究』13—1・14—1・15—1・16—1、昭和四十—四十二年)、新野光亮『正法眼蔵』と慧忠国師のことばについて」(『宗学研究』21、昭和五十四年)他。

(2) 前掲『道元禪の本流』一八四—一八五頁において樽林博士が、十一項目を挙げてこれをまとめている。

(3) 本論は『永平広録』との説示の対比を目的とするため、ここに言う『正法眼蔵』とは、和文によって残されたものの総称、即ち仮名『正法眼蔵』九十五巻を指すものとして用いる。

(4) 但し、黒丸寛之氏の一連の論文「道元禅と宏智頌古」(一) (三) (『駒沢大学仏教学部論集』7、9、昭和五十一、五十二年) は、全体を網羅して詳細に論じられている。本論において参考にした部分も多い。

(5) 伊藤秀憲「『永平考録』における上堂について」(『印度学仏教学研究』28-1、昭和五十四年) 及び、水野弥穂子「道元和尚広録」と『正法眼蔵』(1)・(2) (『傘松』三七〇-三七一、昭昭四十九年)

(6) 拙稿「『正法眼蔵』と『永平広録』における一考察」(『宗学研究』28、昭和六十一年)

(7) 『永平広録』の上堂語の説示年代はすべて、伊藤秀憲「『永平広録』説示年代考」(『駒沢大学仏教学部論集』11、昭和五十五年) に依った。

(8) この上堂だけでは出典を推測するのは不可能であるが、『正法眼蔵行持』(上)は明らかに『景德伝燈録』によるものである。ここではそれと同一出典とする鏡島元隆博士の説に従った。(『道元禅師と引用経典・語録の研究』二四六頁)

(9) ④「東印請祖」に関しては、黒丸寛之氏(前掲論文(一))及び伊藤秀憲氏(『印仏研』前掲論文)に、また、⑦「百丈野狐」に関しては、やはり黒丸寛之氏(『道元禅師の公案解釈』百丈野狐の話について)、『宗学研究』23、昭和五十六年)によって詳細に論じられているので参照されたい。

(10) この公案に関して、『永平広録』第一七上堂では、「挙忠国師驗大耳三藏他心通、又挙<sub>三</sub>仰山・玄沙・玄覺・趙州<sub>了</sub>」(下・一一頁)と著語を下した祖師を四名しか挙げていない

のに対して『正法眼蔵他心通』では、趙州・玄沙・仰山・海会・雪竇の五人の語を取り上げている。前者は『景德伝燈録』巻五の記述に基づいたものであり、後者はそれと各語録とを合糅したものと推測でき、公案自体に若干の異同が認められるのである。しかるに、第一七上堂の道元禅師の拈提は「五位尊宿」となっており、また他にこの公案を取り上げる巻三・第一六六上堂も、他神通の巻と同じ五人を挙げていることから、先の第一七堂の記述を単純な写誤と解し、ここでは同一公案として取り扱った。

(11) 駒大論集11前掲論文一七六頁。

(12) ⑬玄沙「一顆明珠」に対する両書の拈提を対照して示す。「正法眼蔵一顆明珠」……たとひたどりわずらふも、明珠にあらぬにあらず。明珠にあらぬがありて、おこさせける行にも、念にもにてはあらざれば、ただまさに黒山鬼窟の進歩退歩、これ一顆明珠なるのみなり。(上・六二頁)

〔第一〇七上堂〕……挙了云、尽方尽界一明珠、日月星辰似<sub>一</sub>兔鳥、要<sub>三</sub>会<sub>三</sub>团<sub>三</sub>如<sub>不</sub>会、黒山鬼窟好功夫。(下・二七頁)  
⑭については本論第五節において検討するのでここでは省略する。

また、ここに該当するものの中で、⑫釈迦「獅子吼分」を引く第四二上堂と『正法眼蔵諸惡莫作』との間には唯一何の関連性も見い出せなかったのであるが、これは第四二上堂が降誕会に行なわれた上堂で、それ故初めから釈尊の降誕を讃え、その日に行なわれる行事の正当性を主張するという具体的な目的を持ったものであったことに起因すると思われる。

(13) このように結論づけたからとて、これは巻一後半の説示を軽視するものではない。返ってその部分にはより一層の深い関連性が予想されるのである。特に、後半部に多いごく短かい上堂と、その前後に示された『正法眼蔵』各巻との内容的関連性の有無は興味ある問題であり、今後の検討が必要であろう。

(14) 印仏研前掲論文、二四七〜二四八頁。

(15) この公案に関して、『正法眼蔵看経』では、「曩祖の慈誨するところは、拳頭有拳頭師、眼睛有眼睛師なり」(上・二六九頁)と述べるのみであるが、『永平広録』巻七、第四九二上堂においては、逐語的に拈提されている。この拈提について、黒丸氏は「薬山の正師としての存在と、雷声遠く震う打坐の宗風が宣揚されている」と述べられている(駒大論集7前掲論文)。この解釈は後に述べる具体的弁道への限定という『永平広録』における再説の方向性を示す一例と言えよう。

(16) 該当箇所を抜萃して示すと次の如くである。(傍線筆者)

〔正法眼蔵行持(上)〕……かつて馬祖の会に参じてとふ、如何是仏と。馬祖云、即心是仏と。法常このことばをききて言下大悟す。因に大梅山の絶頂にのぼりて、人倫に不群なり、草菴に独居す、松実を食し、荷葉を衣とす。かの山に小池あり、池に荷おほし。坐禅弁道すること三十余年なり。(上・一二九頁)

〔第三一九上堂〕……他問馬祖、如何是仏。祖云、即心即仏。便礼辞、入梅山絶頂、食松華衣荷葉、日夜坐禅而過一生。(下・七七〜七八頁)

『正法眼蔵』と『永平広録』における公案解釈(石井)

(17) 河村孝道博士編著『諸本対校 永平開山道元禅師行状建搨記』(大修館)七二〜七三頁。

(18) 同右七五頁。

(一九八六・七・七)